

奈良県告示第八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年六月二日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
志賀 亜季子	山根整骨院 天理市川原城町三六八―一	平成二十九年三月十八日
村尾 至孝	郡山整骨院 大和郡山市城南町一―三七	平成二十九年三月三十一日
仲村 栄嗣	北郡山整骨院 大和郡山市九条平野町一番四〇号	平成二十九年三月三十一日
西浦 弘治	西浦接骨院 香芝市上中二六一―九	平成二十九年三月三十一日
中西 隆之	なかにし鍼灸整骨院 磯城郡田原本町大字小阪九六一三	平成二十九年三月三十一日
山野 創	井上整骨院 北葛城郡上牧町桜ヶ丘三―二九―一	平成二十九年四月二日